

平成22年4月30日

家永尚志

平成21年12月23日付けで「放置自転車規制区域の市民への周知等の問題」と題して「市長への手紙」を出し、平成22年1月23日付けで回答を受けました。この回答では不十分なところがあったので、再度平成22年2月6日付けで意見を提起し平成22年3月5日付け回答を受けました。しかし未だ回答が不十分なので提言します。

放置自転車規制区域の「規制の効力発生」と市民への周知等について

1、規制区域内における放置自転車を強制的に撤去し、引き取る際には2,000円を徴収するという公権力を行使している以上、放置自転車対策を錦の御旗にして自転車利用者に周知を図ることを疎かにしてはならない。条例施行規則で設置することになっている。(千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第3条 市長は、条例第9条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、当該区域内に自転車等放置禁止区域標識(様式第1号)を設置するものとする。(平成4規則18・追加、平成8規則19・一部改正))

この趣旨は常識的には可及的速やかに設置することを想定しているはずである。未だ設置されていない道路等が多い。これは行政の懈怠行為とも言わざるを得ない。そこで

イ、自転車利用者が現地ですぐ分かる道路標識・道路標示等の設置をしたときに交通規制の効力が発生するようにすべきと考えますがどうでしょうか、違うと考えるならばその理由を説明して下さい。

ロ、「千葉市告示第215号」では平成20年4月1日に告示し、規制区域を変更する日が同日の平成20年4月1日というのは「法の執行」としてはいかがなものであろうか。多くの法令に見られるように、効力発生日は周知期間及び行政の体制整備期間等の準備期間をみるのが妥当な法執行であると思う。従って規制区域等を決定した場合、現地に道路標識等を設置したときに効力が発生するという原則にのっとり、その旨を告示に明示すべきと考えるがどうでしょうか。明示する必要がないと考えるのであればその理由を説明して下さい。

ハ、上述の道路標識等の設置が進んでいない実態すなわち懈怠行為が解消されないことの説明をして下さい。

参考

昭和47年2月29日(徳島県公安委員会告示第3号):(2) 道路標識または道路標示(以下「道路標識等」という。)による交通規制にあつては、効力の発生は道路標識等を設置したときおよび効力の消滅は道路標識等を撤去しまたは被覆したとき。

道路交通法上、自転車も車両でありその規制を受ける。例えば自動車の違法駐車取締り等は道路標識、道路標示等によって警察が行っている。本来ならば放置自転車の取締りも警察が行うべき行政行為である。

二、自動車車両向けの標識と同等の、放置自転車規制区域を示す標識を市が設置している道路もある。仮に財政逼迫で予算がないならば、費用削減の工夫として、

自転車（千葉市自転車等の放置防止に関する条例第 2 条(1)自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。）も道路交通法の適用対象車両等に該当するのであるし（例えば走行できる歩道には警察標識がある）警察の標識は道路管理者である国、地方公共団体の道路に設置されているのである。従って警察が設置している標識のポールに駐輪禁止区域の標識を併設することは何ら問題がないと考えますがどうでしょうか。回答を求めます。

2 , 平成 19 年 3 月 26 日の平成 19 年度第 4 回「千葉市自転車等駐車対策協議会」の議事録に本事案の規制区域の拡大が決められていると思われるが（議事録に区域を示す資料が添付されていないので不分明）、この議事録において榛沢会長が『【榛沢会長】 どうもありがとうございました。説明がありましたとおり、自転車等駐車場に關した整備をし、適正に利用するために放置禁止区域を指定するものでございます。また、利用者には駅周辺の公共の場所である道路に自転車を放置しないようにしてほしいものだと思っております。事務局には、これらのことを市民の皆様方に理解していただくよう、ご努力十分お願いいたします。』と述べている。しかし「千葉市告示第 215 号」による規制区域の拡大が、「市政だより」、あるいは「町内会回覧」等による市民への周知がなされなかった。平成 22 年 1 月 23 日付けでの回答では「検討する」とのことであったが、相変わらず平成 22 年 2 月 1 日千葉市告示第 46 号による規制区域の拡大に係る広報が市政だよりに掲載されなかった。

イ、告示を市の掲示版及びホームページ（千葉市告示第 46 号 平成 22 年 2 月 1 日から規制区域拡大の地図が漸く添付された）だけの広報では、市民への周知としては不十分と考えますがどうでしょうか。十分であるとするならその理由を説明して下さい。
ロ、「市政だより」、あるいは「町内会回覧」等による市民への周知を図るべきと思いますがどうでしょうか。不要と考えるならば、その理由を説明してください。

尚、市政だよりは紙面の制約もあるので、都市計画の縦覧等のお知らせのように、アクセス先を掲載するだけでも良いと思われるのですが。

3 , 「千葉市自転車等駐車対策協議会」に公募市民も加えるべきである。

3 月 5 日の回答 で、『「千葉市自転車等駐車対策協議会」委員の選任については、条例の選任区分に基づいて選任しておりますので、』という説明で一般市民からの公募委員には委嘱できないとのことであった。そこで

イ、行政改革推進プラン（案）の基本方針に基づけば、今後一般市民からの公募委員を参画させるべきと考えますが、どうでしょうか。参画させるべきでないとするならその理由、根拠を説明してください。

ロ、参加させるべきと考えるならば、条例を改正すべきであると考えますが、どうでしょうか。

ハ、条例を改正すべきと考えるならば、その意思はあるか回答を求めます。

以上